

憲法

次の【事実】に含まれる憲法問題について論じなさい。なお、司法審査の可否については論じなくてよい。(配点：100点)

【事実】

Xは、両親と同じ宗教Aを信仰し、公立高校Bに通う16歳の少女である。

すべての公立高校は、必修科目の体育の一環として、男女合同での水泳の授業を行っているが、Xは信仰上の理由により、水泳の授業を免除し、レポート提出などの代替措置を講じるよう学校側に申し入れた。宗教Aの教義によれば、女性は家族以外の男性に女性的な部分を見せることが禁じられていたからである。宗教Aの教義は、外部の者からすると、女性に対する差別と解されうる内容を含んでおり、上記禁止もそのようなものの一つと考えられていた。

学校側は、体の大部分を覆うような特別な水着もあるので、それを着用して水泳の授業に参加するようXに指導したが、Xの両親はそれに強く反対し、X自身も嫌がり、水泳の授業への参加を拒否した。

Xは水泳以外の体育のスポーツには参加したものの、水泳の授業には一度も参加せず、代替措置も講じられなかったため、体育の科目を修得することができなかった。体育は必修科目のため、学校長Yは、Xに原級留置処分を行った。

XはYの上記処分を不満に思い、処分の取消しを求める訴訟を提起した。

刑法

次の【事実】について、甲の罪責を論じなさい。ただし、特別法違反の点を除く。(配点：100点)

【事実】

甲の勤める会社では、毎年1月に社員の健康診断と医師(会社が所在する市で開業しているCに、毎年依頼している。)による健康相談・診察会を実施している。とくに、その際に医師が処方した薬については、会社が費用を全額負担してくれるので、社員は積極的に受診している。

甲はある年、この健診・診察会の事務方の責任者を務めることになった。そして、責任者としての地位を利用して、普段から甲に対して低い評価を公言している二人の上司AとBに、健康上の被害を与えてやろうと考えた。つまり、Aは高血圧、Bは低血圧に悩んでいることを知っていたので、医師CがAとBのために書く処方箋^{せん}の患者名の部分を(AをB、BをAと)書き換えれば、Aに処方されるであろう高血圧の薬(降圧薬)がBに出され、Bに処方されるであろう低血圧の薬(昇圧薬)がBに出されて、それを飲んだAは血圧がより高く、Bは血圧がより低くなって、どちらもフラフラするなど気分が悪くなるだろう、と見込んだのである。そして実際に甲は、健診・診察会の日に、医師Cから手渡されたA及びBのための処方箋の患者名の欄を計画どおり書き換え、書き換えられた相手にそれぞれの処方箋を手渡した。

その結果、何が起きたか。A、Bとも、血圧関係の薬は日頃から別の医師に処方されて買っているので、この日、Aは睡眠薬、Bは胃の薬をCに処方してもらっていたのである。Aは(Bのために出た)胃の薬を(睡眠薬だと思って)薬局で購入し、飲んだが、眠くならないだけでとくに問題は起きなかった。他方、Bは(Aのために出た)睡眠薬を(胃の薬だと思って)薬局で購入し、飲んだところ、もともと血圧が低いうえに睡眠薬を飲んだため意識が朦朧^{もろろ}としてフラフラになり、自宅の階段を踏み外して転落し、頸^{くび}の骨を折って死んでしまった。

なお、A、B、甲とも医薬品に関する知識はないため、Cが処方箋に記載した薬がどのような作用をもつものであるかは、全く知らなかった。

民法

次の【事実】があるとして、Xがいかなる根拠に基づいてYを訴え、また、Yがそれをいかなる場合であれば、どのような理由により拒むことができるかにつき論ぜよ。解答にあたっては、利息や遅延損害金について考慮しないものとする。(配点：100点)

【事実】

Yは、Sが貸金業者Xから1000万円を借り受ける際に、父親Aの委任状を偽造したうえで、Xとの間でA名義の連帯保証契約を締結した。その後、Aが死亡し、その妻Bと子Yとが各2分の1の割合でAを共同相続した。そこで、Xは、Yに対して500万円の支払を求めて訴えを起こした。